

児童の最善の利益を確保するための指針

さわらび学園

我々職員は、児童福祉法の精神に則り、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の最善の利益を確保するために、この指針を定めるものである。

- 第1 児童の在園中のみならず、退所後の家庭や学校、地域において最善の利益が尊重され、希望を持ち、やすらぎとうるおいのある生活が営めるよう支援する。
- 第2 児童の性別・出自・心身の障害等にかかわらず、いかなる差別もなしに権利を尊重し、信頼関係に基づいたコミュニケーションを確保の上、指導を行う。
- 第3 児童の成長のために何がもっとも大切かを考慮し「児童自立支援計画」を策定の上、自己決定を尊重した個別処遇に努めるとともに、主体的な生活の自己実現が図られるよう支援する。
- 第4 児童が自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自主的な活動ができるよう配慮する。また、児童自身も他児のことをよく考え、道徳が守られるよう指導する。
- 第5 児童が家庭や地域社会のあらゆる生活場面において暴力や虐待などの不当な扱いから守られるよう支援する。
- 第6 家庭を失い、または、家庭に戻れない児童には、家庭にかわる生活の場において最善の利益が確保されるよう、関係機関と連携して支援する。
- 第7 児童の私生活・家族・通信（手紙・電話等）については、保護者及び児童への説明と同意の上で対応し、児童の名誉・信用等を尊重する。
- 第8 児童の心身の健康の維持増進に努め、必要なカウンセリングや医療サービスが受けられるよう配慮する。
- 第9 児童の心身及び生活行動の安定に努め、公教育が受けられるよう配慮する。
- 第10 児童が、自主的に文化的・芸術的活動ができる機会を提供し、また奨励するとともに、遊びやレクレーションの場を積極的に設ける。
- 第11 児童は、懲戒権の濫用により不利益な扱いを受けないよう配慮されなければならない。

附 則

この指針は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

この改正指針は、平成18年10月1日より施行する。

附 則

この改正指針は、平成21年12月1日より施行する。